

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 30 年 2 月 5 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 30 年 2 月 5 日 (月) 午前 10 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
4	大 澤 泰 久	欠	吉田	北 島 知 典	欠
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	副課長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 3 番 高尾 洋子 委員 6 番 橋本 修二 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 11 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	27 件
第 4 号議案	非農地証明願い	1 件
第 5 号議案	農地等形状変更の届出案件	1 件
第 6 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1 件

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より平成30年2月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。雪の影響が心配されましたが、なんとか視察研修も予定どおり行える見通しです。それでは、よろしくをお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中10名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は7名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2番の議事録署名委員の指名を行います。
3番 高尾 洋子 委員、6番 橋本 修二 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3番の議事に入ります。

第1号議案	農地法第4条の規定に基づく許可申請案件	2件
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請案件	2件
第3号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成29年度 第11号農用地利用集積計画(案)の決定案件	27件
第4号議案	非農地証明願い	1件
第5号議案	農地等形状変更の届出案件	1件
第6号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	1件

以上を議題と致します。それでは早速、第1号議案に入ります。農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-1 について説明を求めます。

- **事務局長** 1ページをごらんください。

第1号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-1 について説明します。

整理番号4-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。

転用目的の集合住宅の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、2・3ページに位置図、4ページに字図の写し、5～7ページに土地利用等の計画図、8ページに造成計画断面図、9ページに建物の平面図、10ページに立面図を添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 周囲がすべて住宅に囲まれた農地であり、問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** つづきまして、整理番号4-2について説明を求めます。

- **事務局長** 11ページをごらんください。

第1号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請案件 整理番号4-2 について説明します。

整理番号4-2を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。

転用目的の敷地拡張の候補地選定の結果、周辺の他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地につきましては、12ページに位置図、13ページに字図の写し、14ページに土地利用計画図、15・16ページに断面図、17ページに顛末書、18ページに現況写真を添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 周囲がすべて住宅に囲まれた農地であり、問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** それでは、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件整理番号5-1について説明を求めます。

- **事務局長** 19ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-1 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域のため、第2種農地と判断されます。

転用目的の分家住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、20ページに位置図、21ページに字図の写し、22ページに土地利用計画図、23ページに断面図、24ページに建物の平面図、25ページに立面図、26ページに顛末書、27ページに現況写真を添付しております。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員をお願いします。

- **〇〇番（〇〇委員）** 周囲がすべて住宅に囲まれた農地であり、問題ないと思います。

- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、整理番号5-2について説明を求めます。

- **事務局長** 28ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号 5-2 を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域のため、第2種農地と判断されます。

転用目的である駐車場及び店舗建設の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、29 ページに字図の写し、30 ページに位置図、31 ページに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 国道 34 号と JR 長崎本線に挟まれた細長い農地であり、問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。
- **事務局長** 32・33 ページをごらんください。

第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 4 件、再設定が 24 件の計 28 件となっており、田が 76 筆 102,714 m²、畑が 5 筆 1,615 m²の合計で 81 筆 104,329 m²となっております。

次に 34 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,470,762.37 m²、今回解約面積 115,333.17 m²、今回計画といたしまして 104,329 m²、現在の合計 4,459,758.20 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思いま

- **議長** 続きまして、第 4 号議案 非農地証明願 証明-1 について説明を求めます。
- **事務局長** 35 ページをお願いします。第 4 号議案 非農地証明願 整理番号 証明-1

を朗読。願出地は、昭和 61 年頃に、分筆され現況道路となり利用されており、今後も農地として耕作が見込めない状況であり、やむを得ないと判断されます。

願出地の位置等につきましては、36 ページに位置図、37 ページに字図の写し、38 ページに現況写真、39 ページに地元関係者の証明書を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 現況が道路で、周囲には農地もないため、特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。非農地証明を交付したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 5 号議案 農地等形状変更の届出案件 形状変更-1 について説明を求めます。
- **事務局長** 40 ページをお願いします。第 5 号議案 農地等形状変更の届出案件 形状変更-1 を朗読。申請地は、1 筆の農地が 3 段に分かれており、平成 27 年度の申請で 2 面までを盛り土により一体利用が可能となった。今回の 3 枚目の申請で 1 筆すべて同じ高さにしたいという申請となっています。
申請地の位置等につきましては、41 ページに位置図、42 ページに字図の写し、43 ページに土地利用計画図を添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元最適化推進委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇最適化推進委員** 特に問題ないと思います。
- **議長** 地元委員は問題ないということですが、質問等はありませんか。
- **議長** 質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。非農地証明を交付したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 6 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取

案件について説明をお願いします。

- **事務局長** 44 ページをごらんください。

第 6 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明いたします。45 ページをお願いします。今回は、新規の申請といたしまして、○○地区の○○氏 1 件となっております。

詳細につきましては農林課より説明いたします。

- **農林課** 46 ページからの農業経営改善計画認定申請書を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。何かご質疑等はありませんか。
- **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。

- **議長** それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明をお願いします。

- **事務局長** 51 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1 を朗読。説明は以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

- **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 11 時 16 分